

意見交換会・意見募集で出された意見及び考え方

1 自治基本条例の策定過程に関すること

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
今までの過程	本市の条例・制度の分析	・ 提言書（素案）と従来の諸提言等との整合性は図れているのか。（第 1 回 1） ・ 議会運営と自治基本条例との整合性（第 1 回 8） ・ 自治基本条例と他の条例との整合性の審査（第 1 回 23）	・ 分科会と提言書検討委員会で、既存条例・宣言・制度との整合性を十分に検討してまいりました。
	他市の条例の分析	・ 自治基本条例の内容に優劣があるのか。他の自治体と比較してみてはどうか。（第 1 回 7）	・ 他都市の事例などを参考にしながら、地域の特性などを踏まえて自治基本条例に盛り込む事項を検討し、提言書（案）にまとめてまいります。
現在の取組	取組の周知	・ 身近に感じない（第 1 回 13） ・ この条例と市民の馴染み方。もっと親しみの持てる内容や説明をして欲しい。（第 1 回 17） ・ いち早く先進的な取組をしているが、知る機会がなかった。（第 1 回 28） ・ 今後より多くの市民の意見を聞く方策は？（第 1 回 31） ・ 準備期間が短いと、判断しかねる。（第 1 回 32） ・ まちづくりを各地域で進めるという流れだったのに、どうしてこの会ができたのか？（第 2 回 32） ・ この会議の言いだしっぺは誰？（第 4 回 28） ・ 考える会議がどういう形でできたのか、説明が欲しい。（第 2 回 33） ・ 基本条例のサンプル（他の市）があれば理解しやすい。何をどのように決めているのか。（第 4 回 30） ・ 急にこのような会議を開くようになった経過を教えて欲しい、本当にこの会議の意義を知らない者が条例提言に参加するより、条例に関心のある方が集まった方が効果的ではないか。（第 2 回 59） ・ 地域の人に今日のようなことをいきなり言われても…。この会議の説明がない。（第 2 回 34） ・ 重要な自治基本条例の審議に生かされない。集まって 2 時間では無理なのではないか？（第 4 回 58） ・ 説明が難しくて、よく理解できない。もっとよく説明をして欲しい。（第 2 回 37） ・ 自治基本条例の意見交換の場が出たものを外して、はじめからできたものを意見としているのではないか？（第 4 回 50） ・ 自治基本条例を考える会議とは、市民・市議会・市職員で構成される会議として設置されたが、条例が出来上がった後も、この市民・市議会・市職員のバランスを守る。意見が集約し、ボランティアで働くのではなく、よりよく市民の意見が吸いあがるようにしてほしい。（第 4 回 96） ・ 市民より企業が優先されるため、住民企画がしにくい。法律や条例がその様になっている。（第 4 回 32） ・ 地域懇談会での資料提供は、その地域にあったものとされたい。（第 2 回 40） ・ 地域住民への広報の確保（第 4 回） ・ 自治基本条例を見たことがないので、一般の人の目に触れる所に置いて欲しい。（第 2 回 60） ・ 自治基本条例とはなんですか？（第 2 回 58） ・ 自治基本条例の内容が具体的に把握できない。（第 4 回、意見書 27） ・ 自治基本条例に限らず、条例を知る機会をたくさん設けて欲しい。（第 2 回 61） ・ 自治基本条例の審議経過をもっと早く地域に知らせよ（第 3 回 46） ・ 条例を仕上げるまでに十分一般市民に周知して理解を得るべきと思う。（第 4 回 29） ・ ちらしを渡すときに説明が欲しい。（第 5 回） ・ 1 0 代、2 0 代へ情報を伝えて欲しい（第 5 回）	・ 周知については、自治会回覧、広報紙、ホームページ等を活用して行っておりますが、今後は、市民の皆様の目に止まるような工夫をし、さらに分かりやすい説明を心がけて、周知・啓発活動に努めてまいります。

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
		・ P Rが少ない⇔情報の氾濫（第5回） ・ 自治基本条例の手段としての今回の手続きのみか。メール等を活用してはどうか。（第3回28） ・ 情報提供の手段として広報等，紙媒体と並行して，市のHPをもっと利用しやすく。（普及率60％，40％にもなっていない）公共施設（市役所，地区市民センター等）にフリーで使える方法を。（第5回） ・ 地方分権については，一般にまだ理解がされていない。回覧での周知は，完全でないため，住みよいまちのために不可欠条例のために一考願いたい。（第3回） ・ 説明文は，何回も配布する必要がある。（第3回） ・ この条例の展開は，小単位でもっとやるべき（連合自治会長から中央で，少しずつ降りてくるようにする）（第3回47） ・ 情報の徹底 集まる人が少ない 39地区ごとに話し合う機会があるとよい（第5回） ・ この会議に真に自主的に出席した人は極めて少ない（第4回57） ・ 討論会には飲み物を出した方がよい。（第4回55）	
	市民協働による策定	・ この条例の作り方。市民の合意から積み上げる方法は評価できる。（第1回21） ・ 各地域へ持って帰って，町会や家族で意見を出し合ってから提出すべき。（第2回63） ・ 新しい条例づくり（市民参画）に対する関心が薄い。 市民の出席者が少ない。（第5回） ・ 情報の共有については，今日の会議の開催方法ではうまくいかないのではないかな。広報もされていたが，よく分からない。今日の説明も難しくて，よく分からない。もっとよく分かる説明をして欲しい。（第2回197） ・ 今日の会議は，市が「条例について市民と行っている」といいたいだけのパフォーマンスでしかない。実のあることを考えてください。（第2回69） ・ 条例に本日の議論が生かされていくのか。（第2回214） ・ 条例の制定にあたっては，考える会議が市民，議会，執行機関の三者で話し合われたのであるから，この三者の関係を維持したまま集約して行って欲しい。（第4回） ・ 条例の制定にあたっては，地域住民が地域に貢献したいと思うような内容のものにして欲しい。（第4回）	
今後の取組	若年層への周知・若年層の参画	・ 提言書の内容や意見の提出をインターネットでできるように！若者の関心を！（第1回16） ・ 学校教育の中での基本条例のPR，教育（第5回） ・ この条例の内容を，成人だけでなく，若年層，できれば中高生にも広めて頂きたいと思う。そうすれば，さらに楽しく，活発で建設的な議論がなされていくのではないかな。（第1回88）	・ 広報紙やホームページ等による周知だけでなく，分かりやすく説明したリーフレットの配布や出前講座，小中学生へのハンドブックの配布などを通して，条例の周知活動をしてまいります。
	自治基本条例の周知	・ 自治基本条例を住民に周知する。（第1回29） ・ 出来上がった条例を市民に周知するにはどうすればよいか？（第4回26） ・ 条例の周知徹底については，一般人にも広く周知する必要がある。（第4回） ・ 実現のチェック機能。条例の制定後の実施状況の評価方法が判らない。（第1回22） ・ 実行したら確認し，フォローすること。（第3回）	

2 提言書の内容に関すること

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
宇都宮市自治基本条例の必要性・意義		・ 市民主体のまちづくり（第1回40） ・ 幸せに暮らせる社会づくり（第1回41） ・ 真の地方分権の確立（第1回42） ・ 地方分権の中で、宇都宮市がどのようなまちづくりをしていくのか考える（方向性）（第2回41） ・ 市民、行政、議会の役割の明確化（第1回39） ・ 企業体と自治基本条例との関わり（第1回5） ・ 自治会と自治基本条例との関わり（第1回6） ・ 地域婦人団体とこの条例はどのように関わりあうのか（第1回18） ・ 市民・行政の役割は？（第1回19） ・ 自治運営の仕組みの位置づけの明確化？（第2回54） ・ 全国でおよそ100自治体でしか制定していないのに、なぜ宇都宮で制定するのか。（第1回12） ・ 宇都宮市に自治基本条例は必要ない。（第2回29） ・ なぜ今さら条例を作らなければならないのか。（第2回31） ・ 市民主体の意思決定をしていく上で、自治基本条例が必要だということで意見が一致した。（第1回73） ・ この条例は、市民の尊厳とその権利の内容、そしてそれらを守るシステムを形成していくものであると感じた。（第1回83） ・ 自治基本条例は必要性がわからないため、制定に反対である。外国人へ住民投票権を与えるような話もあるが、悪質な外国人から守ることのほうを考えて欲しい。（Eメール）	・ 多様な主体が協働することを基礎とした市民主体のまちづくりを確立するため、基本的で普遍的な事項や仕組みについて、分科会や提言書検討委員会で十分に議論し、明確化したものを、提言書（案）にまとめてまいります。
基本的な考え方について		・ 自治基本条例の基本的な考え方をつくる。（第1回44） ・ どうすれば宇都宮らしさを出せるか。（第2回42）	・ 宇都宮市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的とした基本的な考え方を、提言書（案）にまとめてまいります。
第1 前文	まちの歴史、文化や環境	・ それぞれの地域が均衡のとれた発展が図られる。（第1回24） ・ 旧2町の地域性、独自性を新市で調和させていくことが大切（第1回25） ・ 前文の市の歴史経緯の説明が狭い。（第1回26） ・ 自然に囲まれ、飛山城がある。（第4回44） ・ 自然に恵まれた農村地帯（第4回71） ・ 美しいまちづくりがなされている（第4回72） ・ 宇都宮市の地理的条件・特長をもっと生かしていくべきである。（第4回88） ・ 前文、まちの歴史、文化、抽象的な表現ではなく、もう少し具体的に（第5回） ・ 宇都宮の素晴らしさ“川の都”を全国にPR 経済発展の貢献（第5回） ・ 地域性の尊重については、合併地区のシンボリックな言葉を入れて欲しい、合併地区の独自性を生かして欲しい。（第1回78）	・ 私たちの暮らすまちの歴史、文化、環境については、分科会や提言書検討委員会で十分に議論を深め、検討したものを、提言書（案）にまとめてまいります。
	協働による公共的活動の重要性	・ 公共とは、誰を対象とし、何を目的として行っていくべきか。すなわち、公共性の意義と効用（目的）を規定していく必要がある。（第1回85）	・ 市民がさらに幸せに暮らしていくために、みんなで公共的活動を行っていることを「自治」と考え、提言書（案）に盛り込んでまいります。
第2 総則	(1) 目的		

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
	(2) 定義	- 外国人の受け入れがなされていると聞く（第4回 91） - 地域にある企業と外国人とのまちづくりとの関係はどのようになっているのか。（第2回 212）	「市民」は、市内に住む人、働く人及び学ぶ人としており、在住外国人についても市民に含まれると考えております。
	(3) この条例の位置付け	- 条例、宣言と自治基本条例との関係（第1回 3） - 他の条例との整合性（第1回） - 自治基本条例の位置づけ（第2回 66） - 自治基本条例は、従来の個別の条例の不具合・欠点を正す性格を持たせているのか。（第1回 2） - 自治基本条例と他の条例との関連（自治基本条例の内容をどのように生かすのか）（第2回 65） - 自治体の憲法と定義づけられているが、今後の行政やまちづくりとの継続性、一貫性をどう検証していくのか。（第2回 45） - 条例の効力は？ ゴミ（特にアルミ缶）の持ち去りに対する取り締まり（第4回 12）	市が、条例の制定、政策の実施等にあたり、この条例の趣旨を最大限、尊重する、という位置付けであることを明確にして、提言書（案）をまとめてまいります。
第3 自治の理念と基本原則	第1節 自治の理念		
	第2節 基本原則	(1) 自己決定, 自己責任	
		(2) 個人の尊重	市民等の権利の尊重を、提言書（案）に盛り込んでまいります。
		(3) 協働	自分で自分の身の回りのことに対応する「自助」、自分だけでは対応できない身の回りのことに対し、近隣の人々がお互いに助け合い、地域で力を合わせて対応する「共助」、自助や共助では対応できない状況に対し、地方公共団体や国とも協力して対応する「公助」という考え方のもと、協働について、提言書（案）に盛り込んでまいります。
		(4) 公共的活動の範囲等	公共的活動の内容や範囲は、時代によって変化するため、各主体が協力してそれらを決めていくことについて、提言書（案）に盛り込んでまいります。
		(5) 情報の共有	協働によるまちづくりの推進には重要なことであることから、各主体が情報の共有に努めることを提言書（案）に盛り込んでまいります。

項 目			意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
			・ 行政は、高齢者に対してケアの情報交換をして欲しい。(第2回 13) ・ みんなが読む「広報紙」づくり 子供たちに作らせたら、読んでもらえるか。(第5回) ・ 的確な情報収集と双方向の情報交換（社会的弱者に対する情報提供）を工夫すべきである。(第1回 74) ・ 文化が多様化し、個人が重視される現状においては、情報の共有化が重要である。(第4回) ・ 情報を共有化していくために、各種情報の発信を行っていくべきである。(第5回) ・ 誰でも情報を取得できるような情報端末などがあるといい。(第5回) ・ 若い人への情報発信が重要である。(第5回) ・ 情報発信には、受け手を考えた手法が必要である。(第5回)	
	(6)	人づくり	・ 人づくり （課題）自治会役員の確保（第4回 7) ・ 地域づくりに若い人に参加してほしい（第4回 51) ・ 若い方のまちづくりへの参加の不足（第4回 52) ・ 各年代の人々が集まった方がよいのでは！（第4回 53) ・ 地域でのリーダーシップのとれる人づくりが必要（第5回) ・ 次世代を担う人材（財）づくり 若い人を軸に富裕者（カネ/時間/専門性）を活用せよ（第5回) ・ 町づくりへの若い人の参画（参加で止まらない）と、これからどのように促していくか。(第5回) ・ 地域づくりに寄与できる個人情報を知りたい（行政の協力，支援を！）(第5回) ・ コミュニティセンター単位で人材発掘マップ（人材ネットワーク）(第5回)	・ 「人づくり」は、自治運営をしていくうえで重要な要素であることから、基本原則の一つとして、提言書（案）に盛り込んでまいります。
	(7)	社会資源 の利活用等		
	第4	市民 等の権利と 責務	(1)	市民の権利
		(2)	市民の責務	・ 市民がさらに幸せに暮らしていく「権利」を有することと併せて、公共的活動に参加することなど、「責務」も有することを提言書（案）に盛り込んでまいります。
		(3)	地域活動団体の責務	・ 協働によるまちづくりを進めていく上では、情報の共有と各主体が対等の立場に立った強いネットワークづくりが不可欠であることから、地域活動団体相互・市民・非営利団体・企業等とのネットワークづくりについて、提言書(案)に盛り込んでまいります。
		(4)	非営利活動団	

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
	体の責務		
	(5) 事業者の責務	- 各企業とのつながりは？（第2回 53） - 企業は、地域の一員であることを忘れるな（企業の社会的責任を果たす）。（第3回 16，第5回） - 企業の責任も大切では（地域の中で）（第4回 56） - 地域にある企業と外国人とのまちづくりとの関係はどのようになっているのか。（第2回 212）	事業者は、まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的・自律的に公共的活動（社会貢献活動）に参加する責務などについて、提言書（案）に盛り込んでまいります。
第5 議会 の役割と責 務	(1) 議会の役割と 責務	- 市議会で住民に約束した公約というべき項目の進捗率を住民に公表すべし。（例）地産地消（農作物）の学校で使用する量（第2回 19） - 行政と市議会の役割と責務の明確化について（第2回 211）	「議会の役割と責務」として、市民へ積極的に情報を提供することや、説明責任を果たすことなどについて、提言書（案）に盛り込んでまいります。
	(2) 議員の責務		
	(3) その他	市議会議員の定員削減と給与の減。福島県矢祭町に習うべし。（第2回 20）	
第6 執行 機関の役割 と責務	(1) 執行機関の役 割と責務	- 広報に対する自治体の義務・責任を明記して欲しい。（第1回 30） - 市の部・課ごとで、横の連絡を。行政の努力が必要（第2回 16） - 縦割り行政の弊害をなくす。（第2回 2） - 行政指導が強すぎる（まちづくり）（第3回 30） - 現場の確認。自分の目で確かめる必要性大（第3回 32） 〔行政と市議会の役割と責務の明確化について（第2回 211）〕	執行機関は、市民の意向を把握しながら、横断的に相互に連携を図り、一体となって総合的な行政サービスを提供するとともに、協働のまちづくりを担う一つの主体として、積極的に市民との情報共有を図り、説明責任を果たすことなどについて、提言書（案）に盛り込んでまいります。
	(2) 市長の責務		
	(3) 職員の責務	- この条例と市職員の心構え（第1回 9） - 市民にばかり負担を負わず、行政はもっと働くこと。能力ある市職員の採用を進めること。（第2回 17） - 市職員も家に帰れば地域の一員であることを自覚して欲しい。（第4回）	職員は、市民に最も身近な存在であり、それぞれの職務の中で、市民の視点に立って仕事を進めていく必要があることから、自らも地域の一員であることを自覚し、協働によるまちづくりの推進に配慮していくことを提言書（案）に盛り込んでまいります。
第7 参画 と協働	(1) 自助，共助，公 助	- 地域コミュニティが大切（第1回 43） - まちづくりの基盤は地域コミュニティ（人と人との交流，対話のすすめ）。（第3回 11） - コミュニティの推進（第4回 8） - 市民が中心となってやっていく地域づくり（第4回 33） - 汗をかいて，泥臭い行事・・・自治会活動を！（第5回） - 高齢化が進み，若者との考え方，生活意識等に断層ができてきていて，困っている。（第2回 11） - 若い人の考え方と成人の考え方の差をどうするか。責務が受け入れられるのか。（第2回 55） - 混住化が進み，自治会の連帯感が？ ニーズの多様化でまとまりにくい。（第2回 21） - 共通（地区）課題を検討（第2回 51） - 地域課題の発見と対応を知り，代替案を示して実行する。（第2回 22） - 地域の環境問題をもっと向上させたい（ゴミ問題他）。どうするか。（第5回） - 自治会加入の促進（第2回，意見書 23） - 自治会加入（奨励）を条例で規定してもらいたい（第3回 38） - 自治会加入を義務付ける条例を作る（第4回 43）	自分で自分の身の回りのことに対応する「自助」，自分だけでは対応できない身の回りのことに対し，近隣の人々がお互いに助け合い，地域で力を合わせて対応する「共助」，自助や共助では対応できない状況に対し，地方公共団体や国とも協力して対応する「公助」という考え方のもと，地域コミュニティなどについて，提言書（案）に盛り込んでまいります。

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
		・ 広報紙の良し悪し 自治会加入者の呼びかけ（第5回） ・ 外国人（住民）が地域のルールを守れない。行政か地区自治会がルールを教示すべき（第4回90） ・ まちづくりは一人ひとりの力をつくるために（第3回13） ・ 隣人にもやさしい人づくり（第3回6） ・ 隣近所の付き合いを復活する努力（第3回7） ・ 隣近所で声かけ合って楽しいまちづくり（向こう3軒両隣）（第5回） ・ まちづくり 今のままでないまちづくり（みんなで考える）（第5回） ・ 市民一人ひとりのまちづくりへの参加意識を育てる態勢づくり（第5回） ・ 宇都宮市民力を高めるためのまちづくりのルール 市民力＝生活力×思いやり発揮力×安全安心構築力（第5回） ・ 新住民（転入者）がまちを知る まちづくりに参加できる機会づくり（第5回） ・ まちづくりについての意見交換をする場・機会づくり（第5回） ・ 市民が自主的にまちづくり意見交換や活動ができるよう、行政も支援して欲しい（各個人の承認を得るなど）会議に参加した人々（第5回） ・ 住民同志の交流の欠如（第3回14） ・ 地域住民としての当事者意識の欠如（第3回18） ・ 市民のまちづくりへの関心が薄い（第4回13） ・ 若い親学作り。（第3回1） ・ 人づくりは家庭から（第4回9） ・ 人に対する指導（若年者） 子どもに対する注意のあり方，ルールを守る必要性について（第3回2） ・ 地域ぐるみの子どもの育成（第3回3） ・ どんな街にしたいか，みんなで学習する必要あり。（第3回5） ・ 家庭教育の振興（第3回4） ・ 60代の方に，特に地域活動のリーダーシップをとって欲しい！行政にも支援していただけないか？（第5回） ・ 団塊の世代の積極的な地域デビューを求めたい（その機会を！）（第5回） ・ 年齢の格差で，高齢化が進み，若い人との考え方に差ができています。（第2回215） ・ 39地区で宇都宮市を考えるべきであって，地域づくりは地域に住んでいる人が考えていくべき問題である。地域の共通課題は，地域で考えて，解決していくべきである。（第2回217） ・ 地域では多くの女性が活躍しており，今後は女性ばかりではなく，団塊の世代の男性など，男女が協働したまちづくりが行われることを期待している。（第5回） ・ まちづくりを考える機会はこの場で終わるのではなく，次につながる場の設定があるといい。（第5回）	
	(2) 地域主体のまちづくり	・ 39地区別に地域づくりを考える。（第2回49） ・ 町づくりの目標があったらいい。（目標は簡単に，美しい，懐かしい，強い等）（第5回） ・ 地域ごとにやさしい目標を作り進める（第5回） ・ 自分たちの地域の将来像がみえない。（自分たちの町はどうなっていくのか？）（第5回） ・ 市民が共有できるような具体的イメージを掲げる。（第5回） ・ 宮環の中と外で考える。（第2回50） ・ ふれあい，助け合いの社会づくり（人は一人では生きていけない）（第3回10） ・ みんなが幸せに暮らせるまちづくり（自分だけ幸せなら，他人はどうでもよいという生き方はダメ）（第3回12） ・ 地域の特性を考慮した条例であって欲しい。（上河内の特性をくみ上げて欲しい。）（第1回10）	・ 地域においては，各主体が協力してまちづくりに取り組んでいくことや，執行機関が適正な地域区分に基づき，住民主体の地域づくりを進めることなどについて，提言書（案）に盛り込んでまいります。

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
		・ 行政は地域の意見を聞いて必要な支援をして欲しい。(第2回 15) ・ 地域の特色を生かすにはどんな事業が必要か。(第2回 24) ・ 住みやすい地域にする為には？(第2回 4) ・ 地域活性化についての問題等(第2回 67) ・ 地域活動が活発(第4回 68) ・ 自分たちのまちづくり 地域交通が発達した(第4回 69) ・ 地域の特徴性がないので、個性がある土地にしてゆければよい。(第2回 25) ・ 生活環境に応じたまちづくりを希望(第5回) ・ 地域にあった条例の内容を盛り込む。地域の特性をいかす。(第2回 38) ・ 中心部，東西南北軍部の地域差を一つの条例に集約することは難しいのではないか。(第5回) ・ 地域ビジョンの策定(第2回 5) ・ 地域のビジョンが見えない。(第2回 6) ・ 宇都宮市の統一した基本条例は改めて必要ないと思う。各地区自治会で独自のまちづくりを進めればよいのではないか。(第2回 39) ・ (地域自治を進める観点から)地域の意見・要望は，個人で訴えるのではなく，自治会等の団体を経由するルールが必要なのではないか。(第4回 15) ・ 自治会会員の要望が多様化し，自治会運営が難しい。(第5回) ・ 地域の運営は，いろいろな組織で成り立っているが，その横のつながりが薄く，またその後継者が育たない。後押しが必要である。個人では無理な様な気がする。(第2回 26) ・ 古い団体活動をどう生かすかがまちづくりのカギ(第5回) ・ 今日は，自治のあり方について知りたいと思い参加しました。その中で地域包括支援センターとしての動きを考えていきたいと思います。(第2回 68) ・ ボランティアなどを行っている人に対し市民が関心ない。(例)学児パトロール (第4回 93) ・ 地域性の尊重については，合併地区のシンボリックな言葉を入れて欲しい，合併地区の独自性を生かして欲しい，という意見が出た。(第1回 78) ・ 条例の必要性としては，富屋も篠井も独自にまちづくりを実施している。まちづくりは地域に任せて欲しい。(第2回 196) ・ 条例に盛り込みたいことだが，地域特性をいかすこと，宇都宮らしさを考える。地域と行政の連携が必要である。(第2回 199) ・ 地域の住民が本気になって地域づくりをしていく仕組みを考えていく必要がある。(第2回 218) ・ 地域の問題を早期に発掘し，よりよい生活環境を確立していく必要である。(第4回) ・ まちづくりについて住民の関心が薄いため，まちづくりの意識を醸成していく必要があるという意見がでた。(第5回)	
	(3) 協働の推進	・ 幅広く市民の意見を吸い上げる方法を盛り込んで欲しい。(第1回 27) ・ 参加の場は，土日も考えて欲しい。(市民参加の具体的方策)(第1回 35) ・ 会議・集会に参加・出席できる月日，曜日，時間を考える。(第3回 29) ・ 行政は，ボランティア活動にもっと協力と理解を(第2回 18) ・ 県職員は，交通安全運動等早朝にかかわらず参加。市職員は，業務多忙の為か参加されていない。市民と自治体との協働の意義から積極的に参加されるような環境がなされていないのでは。(第4回 35) ・ 男女とも参画した会議 計画と実施，男女各層の年代別も考慮。積極参画。(第5回)	・ 執行機関が，市民の多様な参画の機会を整備し，市民の自主的な活動を尊重するとともに，協働によるまちづくりを推進するための施策を講じることなどについて，提言書(案)に盛り込んでまいります。
	(4) 附属機関等		

項 目		意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
	(5) 住民投票	- 住民投票を盛り込んでどうか。（第 1 回 11） 「住民投票」を条例に明記する必要性があるのではないか。（第 1 回 15）	- 現行の地方自治制度は、法律に基づき、住民が直接選挙した市長や議員などの代表に委ねる代表民主制（間接民主制）が基本となっています。 - しかし、市政に係る重要な事項について、広く住民の意見を確認することが必要な場合があると考えますので、条例の定めるところにより、「住民投票」を提言書（案）に盛り込んでまいります。
第 8 市政運営の基本事項	(1) 総合的な市政運営	実現性の高い計画（第 3 回 33）	
	(2) 財政運営		
	(3) 市政運営の評価		
	(4) 執行機関の組織		
	(5) 行政手続	- 行政の手続きの簡素化（第 2 回 14） - 行政の手続きの簡素化（第 2 回 83）	公正で透明な行政手続の確保について、提言書（案）に盛り込んでまいります。
	(6) 条例の制定及び活用		
	(7) 法令の遵守		
	(8) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力		
その他	条例の見直し	条例の見直し必要（第 4 回 31）	- 自治基本条例が「自治体の憲法」とも言われていることを考えると、一定の恒久性を持たせる必要があると考えております。 - 現在、国では、地方分権改革の推進に向けて検討が行われており、数年内には、地方自治に関する法令の見直しも行われる見込です。 - こうした情勢や、本市の状況などを注視しつつ、適宜、条例の見直しを行っていく必要があると考えております。

3 その他

項 目	意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
地域の現状・課題 具体的な施策，事業 行政への要望 等	・ 自治会長をやる人がいない（負担が大きい）から，地域がまとまらない。（第2回 27，第3回 36） ・ 全てのことについて自治会に負担が集まることを考えて欲しい。（第2回 199） ・ 何でも自治会長という体制になっているため，行政も配慮して欲しい。（第2回 201） ・ 自治会長がしっかりしている（第3回 34） ・ 汗をかいて泥臭い行事・・・自治会活動を！（第5回） ・ 地域活動が一部の人の負担に頼りすぎている（第3回 17） ・ 地域の役員（役職）が重複している。会議のたびに，集まるメンバーがほぼ同じ（1人2～3役くらいまでに）（第4回 14） ・ 会等への役員の大きな負担感を持っていると感じている。（第3回 39） ・ 地域の役員が高齢化，固定化している。若い人に任せていって？（第5回） ・ 地域連合自治会とまちづくり組織会長とは，別の人が就いて負担を減らし，協議しあうとよいのではないかと。（第5回） ・ まちづくり組織と自治会の役割がはっきりしていない。（第5回） ・ 自治会長の任期について，11自治会中3自治会が1年で変更しているので，自治会運営上，2年位できるようにする。（第4回 36） ・ 新しい人が移動してくる所（インターパーク）で若い人は自治会を知らな過ぎる（第3回 37） ・ 新しい人が増えてきて，連帯感がとれなくなりつつある。自治会加入率が悪くなった。（第4回 38） ・ 結局は自治会に頼ることになるのではないかと。そのために，自治会会長手当をもっと上げる必要がある。（第2回 46） ・ 自治会長の手当を増やして欲しい（第3回 35） ・ 自治会の加入率が高い。中央部よりよい。（第2回 28） ・ 地域の現状としては，自治会の加入率が高い。一方で，自治会の負担が大きい。（第2回 195） ・ 瑞穂野団地の自治会の加入率が低い。840世帯で720世帯の加入で，農村郡の95%以上あるが，何かよい方法は。（第4回 37） ・ 自治会加入率の具体的対策は？（第4回 42） ・ 近年，当団地にアパートの建築が増加しているが，自治会で誰が入居されたか不明で，何度か訪れたが，表札もなく，個人情報に関連で加入促進が困難である。（第4回 40） ・ 自治会費を強制する（集合住宅）。家賃に含める。（第2回 43） ・ 自治会役員の確保の困難性や役員の高齢化があるため，人づくりが必要である。（第4回） ・ 清原自治会では，若い世帯が増加し，活性化もできてきているが，反面，後継者不足で老人世帯が増加してきている。また，土地の売買も増加してきている。（第4回 10） ・ 清振協（清原地区振興協議会）という組織が地域づくりに有効（自治会と別組織）（第4回 34） ・ イベントの参加数が多くなった（第4回 79） ・ 自治会のイベントに対する参加は多くなったが，更に工夫する。活性化する。（第4回 80） ・ 昔から地域に住んでいる農業専従者と開発による新住民との差異（第3回 41） ・ 旧来の農業地域の住民と新興住宅地の住民との意識差を埋めるには。（第4回 39） ・ 中島町は農業が多く，親子3代が住んでいる。よって，家族の絆が強く，子どもは人間的にも躰もよいし，挨拶もできる。（第3回 40） ・ 地域の特色は，純農村地帯で人情味のある人達である。（第4回 23）	・ この条例は，宇都宮市民が，さらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的として，市民主体のまちづくりを確立していくために必要となる市民・議会・行政の役割と責務や，地域主体のまちづくりの推進，協働の推進など，自治（まちづくり）に当たっての基本的な考え方をもとにしたものです。 ・ 市の具体的施策についての御意見は，提言書（案）に盛り込むことはできませんが，関係課に情報提供するなど，行政運営の参考としてまいります。

項 目	意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
	・ 地域の特性を活かすこと。自然（森林），農業（水田）を守る。（例）地産地消の義務化（第2回 52） ・ 鬼怒川周辺市内に 800mの川幅で清流が 30 km近く流れるすばらしい自然がある。交通規制のないフルマラソンコースなどができるまちづくりができる。（第4回 74） ・ まちづくりは，この地区では既にやっている。（第2回 30） ・ 宇都宮らしさとは？ 共通認識がいる？ 誇れる景観は？ 中心市街地の二荒山周辺はあれでいいのか？（第2回 57） ・ 市街地の商店街が衰退しているので，市街地の活性化をするために，歩きやすいまちづくり。魅力あるまちづくりが必要。（第5回） ・ シャッター通りを解消し，町の活性化を図る。（第5回） ・ 地域・行政・学校・家庭のつながりが弱い（第3回 31） ・ 交流場所の不足（第3回 8） ・ 自由に交流できる場所がない（第3回 9） ・ 文化設備ない （例）図書館，文化会館（第4回 61） ・ 文化施設乏しい。あるのは，公園墓地とゴミ処理場（第4回 63） ・ 清原球場，サッカー場等があるが，駐車場がない。どうしてこんな状況で発進したのか？（第4回 62） ・ 大学があるが（作新大）学園都市に近いまちとなっていない。（第4回 64） ・ 健康づくり施設を作る。（お年寄りが健康で長生きできるように）（第2回 8） ・ 問題意識を持っても解決しようとししない人が多い（第3回 20） ・ 自分勝手な人が多い（第3回 21） ・ ルールを守らない人 （例）ゴミステーション（第4回 41） ・ アパート・マンション，ゴミステーション管理悪い。マナーも悪い，回覧板回すことできない。（第5回） ・ 礼節の欠如（第3回 23） ・ 会社勤めの人達のリタイヤした時の今後の意見・希望を出したがない（第3回 42） ・ 人情味が厚い。理屈抜きで協力してもらえる。（第4回 24） ・ 竹下町では，年寄りの知恵が宝である。（第4回 46） ・ 清原地区は外国人が日本の人口密度で全国2位である（良いか悪いか？）。（第4回 60） ・ 出身地域の異なる（全国各地，外国人）人達が住んでおり，考えにそれぞれ異なるところがある。（第4回 59） ・ 活動の輪を広げられない（セクト的な意識が強い）（第3回 22） ・ 人間関係が濃密過ぎる（第4回 75） ・ 連帯感の欠如（第3回 27） ・ 昔のように「メダカ」や「ホタル」いる地域にしたい。（第4回 73） ・ 宅地林の保存状態が良く，この状態を維持させていく方法を考えていくべき！（第4回 76） ・ 宇都宮は川を軸にした文化を育むべき。（川沿いのウォーキングで詩人になれる。）（第4回 77） ・ 環境美化意識の欠如（第3回 24） ・ 自治会住民の問題 ゴミ集積場所に決められたルールで廃棄しない人が多い（非自治会員）（第3回 25） ・ ゴミ集配所の日程を守られずに困っている。（第4回 87） ・ 資源ごみの回収を集団化する（第4回 16） ・ ゴミステーションの管理は，管理会社をお願いしているが，いい加減であるため，市に業者の指導をお願いしたい。（第5回）	

項 目	意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
	・ 「雀の宮交番」の名称の変更 雀宮地区は、人口 4.5 万人都市であり、雀宮駅、雀宮地区市民センター等にならない、雀宮交番にすべきと思う。(第 3 回 43) ・ 人口過密により、郵便がその日のうちに届かない。(第 3 回 44) ・ 手紙、ハガキ等の集配時間の増配 雀宮地区は、現在 11:30～12:30 が平日休日を問わず、集配開始時間になっている。8 時集配は、南郵便局だけであるが、雀宮駅前、末広、さつき、兵庫塚郵便局も 8 時開始にしてもらいたい。(第 3 回 45) ・ 公共交通がなく、老人等が買物、病院等への不便をきたしている。(第 4 回 18) ・ 公共交通不便な田園地域 3 月末に渡河道路開通。次男が家を建てるのに苦慮している。(第 4 回 70) ・ 公共交通機関が弱い (第 4 回 84) ・ 宇都宮市の公共交通網の再構築をすべき。(第 4 回 89) ・ 公共交通網の再構築や鬼怒川の自然を生かしたまちづくりについて考えて欲しい。(第 4 回) ・ 地域循環バスの運行 (第 2 回 9) ・ 地域住民の足の確保 (地域内交通) (課題) いかに多くの人に乗ってもらうか (第 4 回 20) ・ 清原地域においても高齢化に伴う交通(買物等)の対策にて、8 月 1 日より本格的に地域内交通(さきがけ号)を運行しますが、市にあまり負担をかけない様に、利用者を増やす方法を考える必要がある (長く継続する為の対策) (第 4 回 22) ・ 今年 1 月にスタートした地域内交通を充実させたい (脱車社会を目指す)。(第 4 回 25) ・ 「さきがけ号」が地域の力で走行している。(第 4 回 78) ・ 地域交通は、清原の団地地域が主に必要性が高い。(第 4 回) ・ 中心市街地から、清原地区を結ぶ交通手段 現在、非常にバスの運行回数、時間等問題点が多い。(第 4 回 19) ・ 駅西地域に行く道路として、J R 立体の 2 箇所しかなく、非常に問題である。(第 4 回 21) ・ 交通基盤脆弱 (運転できなければ、生活できない) (第 4 回 65) ・ 交通が不便 (第 4 回 66) ・ 交通渋滞 (第 4 回 67) ・ 道路の草刈りの際、交通事故の心配をする人が出てくる。(第 4 回 85) ・ 清原地区市民センターの位置不適當＝文化活動の停滞 (第 4 回 49) ・ 努力している人が幸せになる生活のあり方を考える (地域格差の解消) (第 2 回 12) ・ 地域格差が生じている。(第 2 回 216) ・ 公民館組織を廃止したのは、間違いであった。地域と行政との連絡が疎になってしまった。まちづくりのためにマイナスになっている。(第 2 回 44) ・ 地域コミュニティセンターの管理運営については、3 9 地区共通の課題であるから、市で予算を確保し、作業の効率化を図って欲しい。(第 5 回) ・ 行政側のバックアップとしてコミュニティセンター運営の効率化 (予算化) 手法を計って欲しい。(第 5 回) ・ 地域環境を守っていく必要がある。(第 4 回) ・ 清原地区は広大な農地と豊富な農作物を有している。したがって、食育、地産地消の推進を図る (大型農産物の直売所の設置) (第 4 回 6) ・ 地域防災や食の安全など、安全、安心なまちづくりをしていく必要がある。(第 4 回) ・ 自然に恵まれた農村地帯をアピールしていく必要がある。(第 4 回)	

	各地域のインフラ整備に力を注いでもらいたい。救急車や消防車が入れない地域に住む住民もいる。河川の氾濫等もある。若者がすまなくなる要因のあるところをなくしてもらいたい。（第2回7）	
--	---	--

項 目	意見交換会・意見募集で参加者から出された意見	考え方
	- 江川の第2次改修工事が半分終了。事前の打合せより，かなりイメージダウンで不評（第4回11） - 食の安全に関する恒常的な学習指導（講演会の開催）（第4回5） - 魅力的な都市を作るには？ 歩いていて気持ちの良い道を作る。／木陰，樹木を植える等もっと緑を増やす。（第2回56） - 市の条例を知らない。知りたいです。周知する方法を考えてください。（第2回64） - L R Tは必要なし。乗る人はいないと思う。お金は大切に使ってください。（第2回70） - 一人暮らしの年寄りの安心ネットワーク （課題）あまり人と接触することが嫌いな人との対応 （第4回2） - 自治会では，年配者に気を遣っているが，個人の内的な問題には関われないので，心配されている方々がいる。（第4回92） - 自主防災会で防災訓練 （課題）南北13 kmと広域なので，地域住民の防災の能力を高める。（第4回1） - 安全安心に対する意識が高い（第4回81） - 交通安全，特に児童の登下校の見守り （課題）年寄りを中心だったが，維持するため，若い人の援助必要（第4回3） - 交通問題について 田舎ゆえ信号機が設置されない。（第4回83） - 子供が安心して，外で遊べる環境（第4回4） - 市街化調整区域ということで高齢化（第4回82） - 地元3小学校と1中学校（4校）の児童・生徒が蛭の育成をして，自然の森公園のイベントに参加（地区のまちづくりに参加）（第4回17） - みずほの森運動公園の利用拡大（第4回45） - 鬼怒川堤防につくられているサイクリングロード等を設置しても管理がなされない。（第4回86） - 市税の見返り極めて少ない（第4回54） - 給与明細で，新しい県税が引かれているのを知った。新しい活動を行う際は，通常行う広報等だけでなく，あらゆる方法	

	を使い，広く市民に知らせる必要があると思う。（Eメール） ・ 生活環境の整備ということで，福祉を考えたまちづくりをする必要があることから，地域循環バスの運行など，高齢者の生活に配慮したまちづくりをしていく必要がある。（第2回 209） ・ 前回窓口に来たときに，何度も必要書類を確認したが，間違った説明をされていたので，手続きの際，気分を害した。（意見書） ・ 仏を作ったら魂を入れることを我々市民がしなければならない。（第4回） ・ 犬猫の飼養に責任を持たせる規則が必要（意見書）	
--	--	--